

「令和6年度(2024年度)山口県食品衛生監視指導計画(案)」に対する 意見の募集結果について

山口県では、食品衛生法の規定により、「令和6年度(2024年度)山口県食品衛生監視指導計画」を作成しましたので、公表します。

また、計画の策定に当たり、計画案に対して実施したパブリック・コメント(県民意見の募集)の結果について、合わせて公表します。

1 公表する資料

- (1) 令和6年度(2024年度)山口県食品衛生監視指導計画(概要)
- (2) 令和6年度(2024年度)山口県食品衛生監視指導計画(全文)

2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- (1) 意見募集期間 令和6年2月14日(水)～令和6年3月15日(金)
- (2) 意見の件数 1人 32件
- (3) 意見の内容と県の考え方

【山口県食品衛生監視指導計画に関するもの】

| 番号 | 意見の内容 | 意見に対する県の考え方 |
|----|--|---|
| 1 | <p>【第2 監視指導に関する基本的事項】 「山口県内(下関市を除く。)」との記述があります。2023年の意見募集の際、当件について「食品衛生法第24条の規定に基づき」、当該記述、との回答ありましたが、誤解を避けるためにも、「下関市については法律に則り下関市が対応」といった記述を追加すべきではないでしょうか。 御検討宜しく御願ひ致します。</p> | <p>食品衛生法第24条の規定に基づき、本計画が都道府県知事や保健所を設置する市(下関市など)の市長等が定めるものとされていることを踏まえた記述としており、原文のままとします。</p> |
| 2 | <p>【第2 監視指導に関する基本的事項】 「3 重点監視事項の設定」では、前年度の計画と当年度計画(案)で大幅に記述が変わっております。 変更理由明示願ひます。 上記内容追記の「計画(案)」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p> | <p>令和5年度計画においては、前年度の計画から変更がありましたが、令和6年度の計画(案)については、令和5年度計画と大きな変更はありませんので、記載は原文のままとし、再度の県民意見募集の実施予定もありません。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| 3 | <p>【第2 監視指導に関する基本的事項】 「農林水産部局との間で、情報を相互に提供する等緊密な連携体制を確保します。」との記述ありますが、内容が具体性に欠けると感じます。 「どのような情報を」「どのような手段で」「どのような頻度で（定期的なのか問題発生都度なのか）」等を明示すべきと考えます。</p> <p>「農林水産部局との間で、情報を相互に提供する等緊密な連携体制を確保します。」との記述、2023年度の当該計画にも記述ありました。</p> <p>少なくとも一年経過の後「連携体制を確保」出来ていないのでしょうか。確保済であれば計画には「体制を維持します」との記述となるはずですが。</p> <p>御確認宜しく御願ひ致します。</p> | <p>農産物の基準違反時の対応等において連携して対応しており、引き続き農林水産部局との連携体制の確保に努めることから、記載は原文のままとします。</p> |
| 4 | <p>【第2 監視指導に関する基本的事項】 感染症対策に関わらず、「飲食店による持ち帰りや宅配等のサービスは、店内での喫食と比較し、食中毒のリスクが高まることから、衛生管理の徹底を指導するとともに、県民への啓発を行います。」という施策は食品衛生監視指導として重要と思われます。記述追加願ひます。上記内容追記の「計画（案）」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p> | <p>従前のおり衛生管理の徹底を指導しますが、計画（案）において重点監視事項としていないことから、記載は原文のままとし、再度の県民意見募集の実施予定もありません。</p> |
| 5 | <p>【第4 監視指導の実施】 「ランク別の標準監視回数の対象業種は、別表2に示すとおりです。」としております別表2は一部修正が見られます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表内容を変更するのであれば、変更理由を当計画（案）に明示願ひます。 ・別表内容を変更するのであれば、変更理由を明示の「計画（案）」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。 | <p>食品衛生法の改正に伴う業種の統合等を踏まえた修正であり、再度の県民意見募集の実施予定はありません。</p> |

| | | |
|----------|--|---|
| <p>6</p> | <p>【第4 監視指導の実施】 「(3) 監視回数の留意事項等」に、前年度計画と差異見受けられます。 [2023年度計画] 重要度が高く、衛生管理が複雑な施設（Aランク監視業種（施設）及びBランク監視業種（施設）の一部）のうち150施設について、HACCP*指導チームにより、実践的できめ細かい指導・助言を行います。 [2024年度計画（案）] 法改正により新たに許可業種となった施設のうち100施設について、（以下同）。 …「法改正により」と言うのであれば、法律名・法改正時を明示願います。 又、「法改正により新たに許可業種となった施設のうち100施設について」と言う「100施設」の詳細（ランク、新たに許可業種となった施設数に対する割合、各ランク施設数に対する割合。）を明示すべきと考えます。</p> | <p>平成30年の食品衛生法改正により新たに許可の対象となった施設から選定し、監視を実施することとしており、記載は原文のままとします。</p> |
| <p>7</p> | <p>【第4 監視指導の実施】 「(1) みやげ品（食品）の表示一斉点検」の「イ 実施時期」に、前年度計画と差異見受けられます。 [2023年度計画] 4月 [2024年度計画（案）] 4月～5月 …連休を考慮の期間変更と認識しております御対応有難うございます。</p> | <p>いただいた御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 8 | <p>【第4 監視指導の実施】</p> <p>「(6) HACCP*指導強化期間」の「ア対象施設」に、前年度計画と差異見受けられます。</p> <p>[2023年度計画]</p> <p>(ア) Aランク監視業種(施設)</p> <p>(イ) Bランク監視業種(施設)のうち乳製品製造業、食肉製品製造業、魚肉練り製品製造業、清涼飲料水製造業、豆腐製造業、そうざい製造業</p> <p>[2024年度計画(案)]</p> <p>法改正による新たな許可業種(施設)のうち、水産製品製造業、漬物製造業、食品の小分け業</p> <p>…「法改正により」と言うのであれば、法律名・法改正時を明示願います。</p> <p>対象施設を「新たな許可業種(施設)のうち、水産製品製造業、漬物製造業、食品の小分け業」とした理由を明示すべきと考えます。</p> | <p>平成30年の食品衛生法改正により新たに許可の対象となり、本年度で許可取得の経過措置期間が終了する施設を対象としたものであり、記載は原文のままとします。</p> |
| 9 | <p>【第4 監視指導の実施】</p> <p>ふぐについては「フグを取り扱う施設」についての記述のみで「免許」についての記述ありませんが、「フグを取り扱う施設」＝「ふぐ取り扱い免許保持者勤務施設」と認識しております。</p> <p>ふぐに関する免許は都道府県ごとの取り扱い、この状況を見直す動きがある、と聞いております。</p> <p>法改正に対しては県として適正に意見明示願います。</p> | <p>法改正に伴い、条例を改正しています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> |
| 10 | <p>【第4 監視指導の実施、第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】</p> <p>一部に「野生鳥獣肉」の記述ありますが、今後当分野取り扱い拡大の可能性あります。</p> <p>食品衛生監視指導の適切な施策実施を宜しく御願ひ致します。</p> | <p>いただいた御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|-----|---|--------------------------------|
| 1 1 | <p>【第4 監視指導の実施、第5 食品等の収去検査等】 「（8）その他 ウ」の「県内の農産物の残留農薬基準違反を踏まえ、関係部局と連携して指導することにより、農林水産物の生産段階の安全確保に努めます。」としつつ、 別表4「食品の収去検査環境保健センター検査分予定数」の 「生鮮食品の残留農薬実態調査」の検体数は[2023年度計画] 70 → [2024年度計画（案）] 50</p> | <p>過去の検査結果等を踏まえ、見直しを行いました。</p> |
| 1 2 | <p>【第5 食品等の収去検査等】 「2 保健所で実施する検査」のうち、 [2023年度計画]にはありました 「（3）食品中のアレルギー*検査（簡易検査キットによる検査）」が [2024年度計画（案）]ではなくなっております。</p> | <p>検査の効率化を図るため、見直しを行いました。</p> |
| 1 3 | <p>【第5 食品等の収去検査等】 「3 環境保健センターで実施する検査」のうち、[2023年度計画]にはありました「遺伝子組換え食品*実態調査」が[2024年度計画（案）]ではなくなっております。</p> | <p>過去の検査結果等を踏まえ、見直しを行いました。</p> |
| 1 4 | <p>【第5 食品等の収去検査等】 「3 環境保健センターで実施する検査」のうち、同様に、「食品中のアレルギー*検査」では、 [2023年度計画]「小麦、卵、乳、そば、落花生、えび及びかにの検査を実施」 [2024年度計画（案）]「小麦、卵、乳、落花生、えび及びかにの検査を実施」と、対象からそばがなくなっております。</p> | <p>過去の検査結果等を踏まえ、見直しを行いました。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| 15 | <p>【第5 食品等の収去検査等】</p> <p>「3 環境保健センターで実施する検査」の「(1) 畜水産食品中の抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用薬の残留実態検査を実施します。」との記述があります。</p> <p>実態検査対象の拡大拡充を宜しく御願い致します。</p> <p><例 (あくまで例) ></p> <p>水産食品 (調理加工前) 内のマイクロプラスチック</p> | <p>いただいた御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> |
| 16 | <p>【第5 食品等の収去検査等】</p> <p>「3 環境保健センターで実施する検査」の対象は「小麦、卵、乳、そば、落花生、えび及びかにの検査」つまり「表示の義務があるもの特定原材料7品目」となっておりますが、「表示が推奨されているもの特定原材料に準ずるもの20品目」も本来検査を実施すべきと考えます。</p> <p>上記「20品目」の検査をしないならば、その理由を「計画 (案)」に明示すべきと考えます。</p> <p>上記内容追記の上で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p> | <p>国から公定法が示されている特定原材料を対象に行うこととしており、記載は原文のままとし、再度の県民意見募集の実施予定もありません。</p> |
| 17 | <p>「第6 違反を発見した場合の対応」</p> <p>「3 違反の公表 違反のうち、県民に健康被害が発生し、又は発生するおそれがあり、県民に注意を促す必要があると判断される場合は、原則として公表します。」とありますが、違反案件は全て公表願います。</p> <p>上記内容に修正の上で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p> | <p>いただいた御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| 18 | <p>【第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】 「食の安心モニター」の記述があります。県ホームページに「山口県食の安心モニター」の募集について」の掲載がありました。が、「所定の応募申込書に必要事項を記入の上、お住まいの市又は町の消費者行政担当課にお申し込みください。」との事でした。 県のモニター募集であるなら、県主導で実施すべきと考えます。</p> | <p>いただいた御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> |
| 19 | <p>【第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】 「食の安全モニター」の募集方法が「持参もしくは郵送」に限っているのはなぜなのでしょう。か。 県民の意見募集もメールも可能な中、「持参もしくは郵送」での募集は不適切と感ずります。</p> | |
| 20 | <p>【第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】 「食の安心モニター」だけでなく、広く県民から「食の安心」に関する意見通報を受け入れる様な施策の実施を宜しく御願ひ致します。（昨年度も同様の意見を当意見募集にお送りしましたが、特に修正なく、本年度も「食の安全モニター」募集が実施されております。）</p> | <p>県民の皆様や事業所からの「食の安心・安全」に関する相談や通報をお受けする「食の安心ダイヤル（083-933-3000）」や「食の安心相談室」（県庁内）、食の安心相談員（保健所）を設置しています。 いただいた御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> |
| 21 | <p>【第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】 前述「モニター募集」の件を含め、県と市町、あるいは関係組織団体との連携を密にされます様宜しく御願ひ致します。</p> | <p>いただいた御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|-----|---|---|
| 2 2 | <p>当該指導計画は毎年作成・実施されているものとなっております。</p> <p>そうであれば、次年度指導計画(案)には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去数年の関係会議開催状況 ・過去数年の指導・検査等実績 ・昨年度の指導計画との相違点とその理由、昨年度と同じならば同じ <p>とした理由を「計画(案)」に明示が必要と考えます。</p> <p>前述内容明示の「計画(案)」で意見募集すべきと考えます。</p> <p>前述内容明示の「計画(案)」作成、再度意見募集実施すべきと考えます。</p> <p>そうしないならば、理由を「計画(案)」に明示願います。</p> | <p>過去の指導・検査の実績等については、監視指導計画の実施状況として県ホームページに掲載していますので、記載は原文のままとします。</p> <p>いただいた御意見については、今後のパブリック・コメント実施の際の参考とさせていただきます。</p> |
| 2 3 | <p>当「指導計画(案)」に沿って具体的な行動内容が決定されると認識しております。効果的・具体的・適切な対応と結果の公表を宜しく御願ひ致します。</p> | <p>いただいた御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、監視指導計画の実施状況については、翌年度の6月末までに公表することとしています。</p> |
| 2 4 | <p>ここまでの意見のほとんど、昨年の「計画(案)」の意見募集で指摘しました内容ですが、本年計画(案)に殆ど反映されていないと感じます。</p> <p>意見募集後の「主権者である県民の意見」の取り扱い状況を、「意見募集への回答」としてではなく当「計画(案)」に明示すべきと考えます。</p> | <p>いただいた御意見については、今後のパブリック・コメント実施の際の参考とさせていただきます。</p> |

【表記の方法等に関するもの】

| 番号 | 意見の内容 | 意見に対する県の考え方 |
|----|---|---|
| 25 | <p>年代表記が元号のみと思われます。分かりやすくするため西暦への統一または双方併記への統一を宜しく御願ひ致します。</p> | <p>出典元の表記をそのまま使用した箇所を除き、和暦・西暦を併記する表記方法としています。</p> |
| 26 | <p>語句に「*」印を付けて、目次に「*」の意味 表記の上での巻末用語解説の掲載は有難いです。 解説実施語句と説明内容の再確認を宜しく御願ひ致します。</p> | <p>目次及び本文の1ページ目に「*」の意味を記載しています。 なお、御意見を踏まえ、「*」印及び用語解説について再確認を実施しました。</p> |

【パブリック・コメント等に関するもの】

| 番号 | 意見の内容 | 意見に対する県の考え方 |
|----|---|---|
| 27 | <p>当案件、本文は12頁ほど+別図+別表+用語解説ではありますが、意見作成の為には本来過去の指導計画や関係法令・条例・細則・ガイドライン・別途公開されている過去実績等々も確認するべきと考えます。又、前述の通り記述に多数の不備不足があると感じます。</p> <p>その様な意見募集を、通常と同様の1ヶ月の期間設定は短いと感じます。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。(県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。)</p> <p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p> <p>(「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。)</p> | <p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、計画作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p> |

| | | |
|-----------|--|---|
| <p>28</p> | <p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願致します)。(県広報誌(2月発行)にはパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。</p> <p>意見募集期間に新聞に掲載された「山口県からのお知らせ(山口県公報)」の広告/公報(下4段程度広告/公報)にも、パブリックコメント/県民意見募集実施に関する記事は、具体的案件についても、一般的な内容についても無かったと記憶しております。)</p> <p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願います。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つ、とする方が明らかに県民の目に留まると思われます。</p> <p>「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「適切に広報を実施した」とは言えないと感じます。)</p> | <p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(2月23日の山口新聞及び中国新聞、2月24日の宇部日報)により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p> |
|-----------|--|---|

| | | |
|----|---|---|
| 29 | <p>前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。（意見募集結果(人数・件数)の明示ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」（十分・不十分)を御明示願います。）</p> | <p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（2月23日の山口新聞及び中国新聞、2月24日の宇部日報）により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p> |
| 30 | <p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。（案作成時に実施済とは思いますが一応。）</p> | <p>本計画の策定に当たっては、有識者や関係団体、県民から公募した委員等で構成する「山口県食の安心・安全審議会」の御意見をお聞きしています。</p> |
| 31 | <p>パブリックコメント/意見募集の資料の年代表記は西暦のみあるいは西暦元号併記とされます様宜しく御願い致します。</p> | <p>いただいた御意見については、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p> |
| 32 | <p>「用語解説」の掲載を、県パブリックコメント/意見募集案件資料の必須項目とされます様宜しく御願い致します。</p> | |